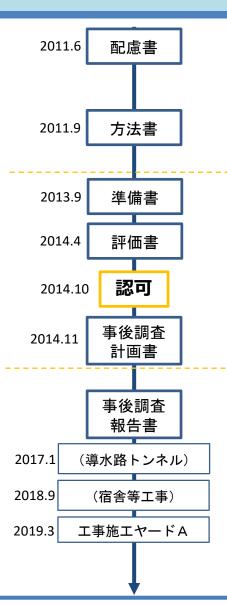
# 資料 2 中央新幹線建設事業の環境影響評価 に対する市の対応状況

静岡市 令和5年7月21日



## 静岡市環境審議会 環境影響評価審査部会

(2011)

【設置経緯】環境影響評価に関する専門組織として、環境審議会の中に一時的に「部会」を設置する。

【委員】10名 (鳥類、ほ乳類、魚類、昆虫類、植物、環境工学、分子生物学、構造地質学、公害、廃棄物等)

【概要】「方法書」に対する市長意見の作成 →2011.12「市長意見」発出

## 静岡市環境影響評価専門家会議

 $(2013 \sim 2014)$ 

【設置経緯】環境影響評価に関する審査を行う「常設」の組織として、専門家会議を設置する。

【委員】10名 ( 鳥類、ほ乳類、魚類、昆虫類、植物、水質・地下水、騒音・振動、大気、廃棄物等)

【概要】・「準備書」に対する市長意見の作成 →2014.1「市長意見」発出

·「事後調査計画書」に対する市長意見の作成 →2014.11「市長意見」発出

# 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会

(2015**~**)

【設置経緯】国交省による認可が下りたが、南アルプスの自然環境や水環境、発生土処理について懸念がある。 市として、リニア中央新幹線建設事業の環境への影響に特化して協議を行うために設置する。

【委員】5名 (植物生態学、地盤工学、地理学、水質管理工学、森林防災工学)

【概要】·「事後調査報告書(導水路トンネル等)」「〃(宿舎等工事)」「〃(工事施エヤードA)」に対する市長意見の作成 →2017.2、2018.10、2019.4「市長意見」発出

- ・林道東俣線改良工事に関する協議
- ・発生土置き場に関する協議 →2018.3「発生土置き場の考え方」をJR東海に提出

## 静岡市環境審議会 環境影響評価審査部会

(2011)

●設置時期 2011年11月~12月

●設置目的 環境影響評価法に基づく「方法書」に対し、専門的な見地から的確に環境影響の評価を行う。

●委員構成 10名 (鳥類、ほ乳類、魚類、昆虫類、植物、環境工学、分子生物学、構造地質学、公害、廃棄物等)

#### 「方法書」に対する市長意見(抜粋)

#### (建設発生土)

・建設発生土は、土石流などの新たな自然災害の要因となるとともに、その処分地や河川の汚濁などによる動植物の生息環境への影響が懸念される。 このため、工事の実施に伴う**建設発生土の質、量及び処理方法等を示し、周辺環境への影響の可能性及び環境負荷やリスク回避又は低減の具体 策を検討する必要**がある。

#### (水質)

- ・コンクリートプラントの稼働、トンネル工事によるコンクリート含有排水及び建設発生土の仮置き等による、河川並びに地下水への影響が懸念される。
- ・河川及び地下水の水位、水量等に関しては、連続観測するなど調査内容の充実が必要である。

#### (植物)

・斜坑坑口周辺は改変された後に緑化等の保全対策を検討するとしているが、**当該地域の植生に適合した緑化方法**を検討するための調査が計画 されるべきである。

## 静岡市環境影響評価専門家会議

 $(2013 \sim 2014)$ 

※2015.8に「静岡市環境影響評価審査会」に移行 (2015年7月1日 静岡市環境影響評価条例施行のため)

●設置時期 2013年9月6日

●設置目的 環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例の規定に基づく環境影響評価に関する調査審議

●委員構成 10名 (鳥類、ほ乳類、魚類、昆虫類、植物、水質・地下水、騒音・振動、大気、廃棄物等)

#### 「準備書」に対する市長意見(抜粋)

#### (水環境)

・工事施工ヤードからの排水については、法令等に基づく排水基準のみに対応するのではなく、放流する河川の水素イオン濃度や流量に合わせた処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。

#### (廃棄物等)

- ・扇沢源頭部の小起伏面は、山梨県側からも静岡県側からも地すべり・崩壊による浸食が進み、面積が縮小しつつある不安定な領域である。そこに、重量物である発生土を積み上げることは重力不安定を促進し、発生土を含めた山体崩壊を促進するおそれがあり、下流部に重大な影響を与えかねない。また、発生土の運搬のために工事用道路(トンネル)を設置することは、発生土の増加や新たな環境変化を生むことになるため、同地での発生土の処理は回避すること。
- ・燕沢平坦地については、千枚崩れの崩壊砂礫が大井川に流れ込み、その一部が周辺の広い河床面に広がり形成されたものと考えられる。また、同地はこれまで土石流の受け皿として、土石流を拡散・減速させ、下流側の狭窄部への土砂の流出を抑える役割を果たしてきたと考えられる。本事業において、同地に大量の土砂を置き、その保護のために擁壁を築くとすれば、自然環境と景観に影響を及ぼすため、新たな環境影響評価が必要である。さらには、土石流が発生した場合、直線的な人工的通路を通って一気に狭窄部に流入することにより、以前にも増して下流側への影響拡大が懸念される。そのため、周辺の地形や同地の形成要因を適切に把握し、場所の選定及び構造に配慮すること。

## 静岡市環境影響評価審査会

(2015~)

●設置時期 2015年8月24日

●設置目的 環境影響評価等に関する事項を調査審査するため

●委員構成 12名 (鳥類、ほ乳類、魚類、植物、水質・地下水、地盤、生態系、騒音・振動、大気、廃棄物等)

#### 【開催状況】

2015年度 5回 (技術指針、方法書)、2019年度 1回 (施行規則改正)

#### 【委員】

(会長) 岩堀 恵祐 宮城大学 名誉教授(R5.6逝去) (専門分野) 水質・地下水

(副会長) 村上 篤司 環境科学研究所 所長 (専門分野) 大気

(委員) 秋山 信彦 東海大学 教授 (専門分野)動物(魚類)

石川 宏之 静岡大学 准教授 (専門分野) 都市計画

井上 隆夫 (一社) 静岡県環境資源協会 事務局長 (専門分野) 廃棄物

寒竹 伸一 静岡文化芸術大学副学長 特任教授 (専門分野) 景観・建築 小杉山 晃一 常葉大学 准教授 (専門分野)生態系

佐野 泰之 愛知工業大学 教授 (専門分野) 騒音・振動

牧野 正和 静岡県立大学 教授 (専門分野) 物理化学

增澤 武弘 静岡大学 客員教授 (専門分野) 植物

三宅 隆 NPO法人静岡県自然史博物館ネットワーク副理事長 (専門分野)動物(哺乳類、鳥類)

安田 進 東京電機大学 名誉教授 (専門分野)地盤

## 「準備書」に対する市長意見(県知事へ提出)(抜粋)2014年1月

#### (動物、植物、生態系)

- ・水質、水量の変化により、静岡県では極めて希少性の高いニホンアミカモドキ、オオナガレトビケラ、Protoplasa属をはじめとする貴重な水生生物に影響を及ぼさないよう、不測の事態も想定した上で、本事業における排水対策に万全を期すこと。
- ・水質・水量の変化については不確実性が高いことから、水生生物についても事後調査を実施し、調査結果に応じて適切な環境保全措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。
- ・河川は線的な環境であることを踏まえ、濁水等の影響の及ぶ範囲について改めて予測するとともに、必要な影響の予測及び評価を見直し、評価 書に記載すること。
- ・魚類のヤマトイワナや蝶類のオオイチモンジなど生息情報のある種については、その情報の把握に努め、必要な調査の実施及び環境保全措置を 講ずること。
- ・一見同質の環境に見えても、種ごとに微妙に異なる環境に生息し多様性を保持しているため、動物の各種の生息環境の把握については、植生図 のみならずその種に対応した植生等の調査を実施するなど生息環境の把握に努め、適切な環境保全措置を講ずること。
- ・イヌワシ、クマタカについて、静岡県域で営巣場所は確認されていないものの、重要な生息エリアであることから、可能な限り正確に行動圏を把握するために、事後調査に当たっては、専門家の指導及び助言を受けて適切な調査地点を選定し、隣接県を含めた広域的な調査を実施すること。
- ・林道東俣線の整備に当たっては、周辺の動植物の生息・生育環境への影響がないよう、十分に環境に配慮した工法を採用するとともに、専門家の指導及び助言を受けて設計等を行うこと。

## 「事後調査計画書」に対する市長意見(県知事へ提出) (抜粋) 2014年11月

#### (水環境)

- ・河川流量の減少には不確実性があることから、水環境に関する調査については、地下水の水位や河川の流量だけでなく水質についても調査し、 水環境の変化を総合的に把握すること。
- ・工事施工ヤード(宿舎を含む)からの排水処理については万全を期すとともに、排水放流時の水質の常時監視を行い、日最大値、日平均値を把握 すること。

#### (動物、植物、生態系)

- ・河川流量の減少と水生生物への影響は、密接な関りを持つことは言うまでもない。**河川流量の変化に伴う水生生物への影響調査も実施すること**。
- ・西俣工事施工ヤード付近には、アカイシサンショウウオが生息している可能性が高く、河川流量及び伏流水の変化による影響が懸念されるため、 調査を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。
- ・調査手法は任意採取としているが、クモマツマキチョウとミヤマシロチョウについては、成虫のみならず、卵、幼虫についても行うこと。また、この種の 食草、食樹(ミヤマハタザオ、ヒロハヘビノボラズ、ドロノキ)の生育状況調査も実施すること。

#### (発生土置き場)

- ・本事業において、発生土の処理による影響は極めて大きなものであり、当該地域の生態系、景観、水資源への影響のほか、土砂流出等による周辺環境への影響が懸念される。そのため、早期段階で発生土置き場ごとの具体的な計画を明らかにするとともに、同計画に基づく環境影響を改めて調査し、関係者等に説明すること。
- ・発生土置き場については、水質、水資源、景観について調査を行うこととしているが、発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害等による影響を回避するため、**置き場自体の安定性、安全性についても調査を実施すること**。なお、これらについては、置き場ごとに作成する管理計画に明記すること。
- ・発生土置き場等の緑化に当たっては、生物の多様性を回復するような樹木・灌木の植栽を検討すること。

## 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会

(2015~)

●設置時期 2015年7月14日

●設置目的 中央新幹線の建設事業により生ずる環境等に関する影響について専門的な見地から調査審議すること

●**委員構成** (専門分野) 植物生態学、地盤工学、地理学、水質管理工学、森林防災工学

「要望書(中央新幹線の整備に関する要望)」

(2015年10月23日)

「事後調査報告書(導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果)」に対する意見書

(2017年2月)

「中央新幹線建設事業に係る建設発生土置き場の管理等に関する静岡市の基本的な考え方について」(2018年3月2日)

「事後調査報告書(宿舎工事着手前)」に対する意見書

(2018年10月)

「事後調査報告書(工事施エヤードA造成作業等(宿舎等工事関連)着手前)」に対する意見書

(2019年4月)

## 「中央新幹線建設事業に係る建設発生土置き場の管理等に関する静岡市の基本的な考え方について」 (JR東海へ提出)(2018年3月)(抜粋・一部加工)

2015年10月、JR東海に対して、「**発生土置き場ごとの管理計画を本市と協議した上で作成し、適切に管理すること」**と要望しました。 ついては、協議会における専門家の意見を踏まえ、発生土置き場の管理計画に盛り込むべき基本的な考え方を取りまとめましたので計画の策定にあたってはご留意ください。

#### 基本的な考え方

- 1. 発生土については、1箇所に集約させることなく可能な限り分散すること。
- 2. 現在、発生土置き場候補地としている胡桃沢については、貴重な植生が残っているため、候補地から除外することを検討されたい。
- 3. 発生土置き場の平均勾配は、I:2以下とすることを検討されたい。
- 4. 本市から提供する南アルプス環境調査(植生調査)の資料に基づき、周辺環境と調和した植生を回復させることを検討されたい。
- 5. 植生の回復については、地権者や本市等の関係機関と協議のうえ、「地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引き」 (H25.1国土技術政策総合研究所)に基づき、緑化目標を設定し、保全レベルを「高」としたうえで順守することを検討されたい。
- 6. 擁壁、排水設備等については、安全性の確保を前提として、景観に配慮した工法等を採用することを検討されたい。
- 7. 発生土置き場については、工事後も将来にわたって管理されたい。
- 8. 土壌汚染対策法に基づく基準値を超過する自然由来重金属等を含む要対策土が発生した場合は、本市へ速やかに情報提供を行うとともに、 「建設工事で発生する自然由来重金属等対応ハンドブック(H27.3土木研究所)」に基づき調査、保全措置等を行うことを検討されたい。

本市としては、世界に認められた宝とも言える南アルプスを後世に受け継ぎ、発展させていく立場として、中央新幹線整備事業においては、**南アルプスの自然環境が保全され、ユネスコエコパークの理念と整合が図られることが最優先事項である**と考え、これらの懸念が払拭されることを求めます。

また、懸念が払拭された上で、この建設工事が、ユネスコエコパークの理念に沿って地域振興を進める関係者及び行政の取組に資するものとなるよう、次のとおり要望いたします。

### 要望事項

- 1. 発生土置き場の管理について、土砂の流出による河床上昇や渓床への堆積に伴う災害危険度の増大、崩壊等に伴う土砂災害、濁水の発生に伴う河川環境への影響を最大限回避し、工事期間中のみならず、工事完了後においても周辺環境に影響を及ぼさないよう、本市が設置した「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」の意見を踏まえて、発生土置き場ごとの管理計画を本市と協議した上で作成し、将来にわたって適切に管理すること
- 2.水環境の保全については、建設工事による大井川の流量減少のみならず、建設工事周辺地域への影響を最小限とするよう、対策を講ず ること
  - また、発生土処理に伴う工事用トンネルや導水路トンネルについては、新たな自然環境の改変となることから、十分な調査、予測、評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること
- 3. 林道東俣線については、工事関係車両の I 日当たりの通行台数が相当量に達するものと想定されることから、林道を利用する林業関係者や観光登山客の安全確保のため、林道規程に規定される I 級林道の構造での整備及び橋梁の安全対策整備を行うほか、工事期間中においては、工事関係車両の林道通行を適正に管理できるよう、専用ゲート等の整備を行うことまた、今後、南アルプスユネスコエコパークの理念を踏まえ、自然環境の保全に努めること



# 「事後調査報告書(工事施エヤードA造成作業等(宿舎等工事関連)着手前)」 に対する市長意見(県知事へ提出)(2019年4月)

#### (全般事項)

・施工予定地周辺は、過去に伐採された箇所ではあるものの、その後の植林の記録がなく、潜在自然植生であるウラジロモミが広がっている。 また、林床には希少な草本類が数多く生育しており、自然度は非常に高い場所といえる。 このため、ヤードの造成にあたっては、改変範囲を最小限にとどめる必要があると考える。

#### (植生の保全と景観への配慮について)

・ヤード周辺は仮囲いを行うこととしているが、**林道沿いのウラジロモミを伐採せずに残すことにより、天然林の保全と景観への影響の低減を図る** よう検討すること。

#### (移植後の管理について)

・移植・播種個体を定着させるためには、想定しうる失敗原因を事前に回避することが重要である。今回、イチョウランの移植に関し、シカ等による ものと思われる掘り返しがみられ、移植株が確認できなくなるという事態が生じている。 今後も同様の事態が起こることが想定されることから、**移植個体についての食害対策を検討すること**。

#### (水質の保全について)

- ・濁水処理設備や沈砂池(仮設を含む。)については、大雨等への備えとして、余力を持たせたものとすること。
- ・水素イオン濃度(pH)や浮遊物質量(SS)については、1日1回を基本に測定することとしているが、**突発的な事故等に備えて常時監視できる体制** とすること。